

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた人は、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると当時の保険料に一定額が加算されます。

▼申し込み方法
年金手帳または納付書と、認め印を持って、年金事務所または役場へお越しください。

作りませんか？住基カード

発行手数料500円が今なら無料（平成24年3月31日まで）

平成24年3月31日まで、住民基本台帳カードを無料で発行しています。写真付きであれば全国共通の公的な身分証明書として利用できます。全国の市町村窓口で、住民票（本籍記載不可）が取得でき、印鑑登録証としての機能や、図書館カードとしての機能などを持てることができる。

▼申請に必要なもの
▽官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）＋保険証など
▽印鑑
▽電子申請のサービスを付ける場合は別途500円
※不明な点はお問い合わせください。

▼受付時間
平日9時～16時

町民課住民係
☎985-4105

◆平成23年度中に追納する場合の額

年度の月分	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
13年度	15,350円	—	—	—
14年度	14,760円	—	7,380円	—
15年度	14,540円	—	7,270円	—
16年度	14,340円	—	7,170円	—
17年度	14,380円	—	7,190円	—
18年度	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
19年度	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
20年度	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
21年度	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
22年度	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

町民課住民係
☎925-5175

精神障がい者のための家族懇談会

精神障がい者を抱える家族は、本人が持つさまざまな悩みや体調の波にとまどうことがあります。

そこで松前町は、伊予市と共催で『精神障がい者家族懇談会』を開催しています。同じように悩みを持つ家族の貴重な経験や現状などを聞くことができ、個人情報を守られます。下記の内容で予定していますので、新規参加希望者は事前に保健師にご相談ください。その他、詳しいことや分からないことがあれば気軽に相談ください。

健康課保健センター係
☎985-4118

日時	内容	講師	開催場所
9/14 ㊟ 13:30～15:30	講話とワーク「家族のメンタルヘルスとコミュニケーション」	メンタルサポート K's HOUSE 代表 熊本園子	松前町総合福祉センター
11/29 ㊟ 13:30～15:30	講話「精神科よるず相談所」	松山記念病院 医師 有家佳紀	伊予市保健センター
1/26 ㊟ 13:30～15:30	講話「地域のサポート—その人らしい生活を実現するために—」	くろだ病院 精神保健福祉士 大内瞳	伊予市保健センター
3/14 ㊟ 13:30～15:30	講話「家族の健康管理」	砥部病院 診療内科部長 医師 中城有喜	松前町総合福祉センター

地籍調査成果の閲覧

平成22年度に地籍調査を行った「昌農内地区」と「筒井、浜の一部地区」の地籍図原図と地籍簿案の閲覧を実施します。期間内に確認し、測量など調査上の誤りがある場合は、申し出てください。

▼日時・会場
「昌農内地区」
9月1日（木）～5日（月）：昌

農内集会所
9月6日（火）～22日（木）：役場2階会議室
「筒井、浜の一部地区」
9月1日（木）～9月22日（木）
9時～17時：役場2階会議室
※9月11日（日）・18日（日）を除く。
町民課土調査係
☎985-4127

まさきファミリー・サポート・センター 「ma ★ ma・ほっと」 会員募集

★子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）
○対象となる子ども 0歳から小学6年生まで
登録希望の人は事務局までお問い合わせください。登録後、利用会員とサポート会員が顔合わせをして具体的なことを決めます。



子育てのSOSにお応えする会員登録制の組織です。会員同士の相互援助を有料で行っています。

保育施設（保育所、幼稚園、放課後児童クラブなど）への送迎、保育施設の開始前や終了後の預かり、産前産後の援助、子どもの病気・緊急時の援助に利用できます。

★子育ての手助けができる人（サポート会員）
20歳以上の社会人で、子育ての援助ができる人であれば、性別、資格の有無は問いません。下記の講習を受けると会員になることができます。子どもが好きな人、地域に役立つ活動をしてみたい人は、ぜひご参加ください。

養成講座

○日時 9月27日（火）9時30分～16時
○場所 松前町総合福祉センター 2階集会室
○内容 ・小児看護の基礎知識 ・家庭での応急処置
・サポート事業の概要について など
○申し込み 9月1日（木）から22日（木）までに電話でご予約ください。

町民課まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269
（受付時間 平日9時～17時 土曜日9時～12時）

自然にふれながらの清掃活動に参加しませんか？ ふるさとの水辺清掃ウォーク in 長尾谷川

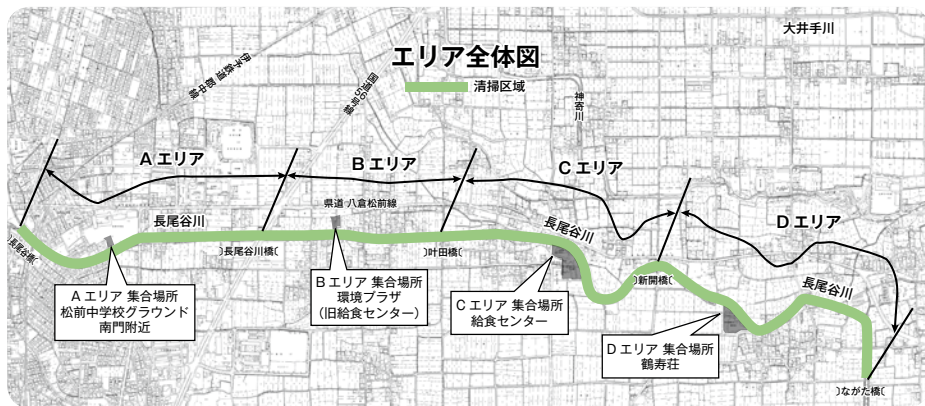
10/2 日

8時30分～（雨天中止）

Aエリア	長尾谷橋～長尾谷川橋
集合場所	松前中学校グラウンド南門附近
駐車場	松前町役場、松前中学校
Bエリア	長尾谷川橋～叶田橋
集合場所	環境プラザ（旧給食センター）
駐車場	松前消防署
Cエリア	叶田橋～新開橋
集合場所	給食センター
駐車場	給食センターまたは和楽園
Dエリア	新開橋～ながた橋
集合場所	鶴寿荘
駐車場	鶴寿荘

●持参するもの
清掃に必要な手袋や飲み物など

●その他
ごみ袋は用意します。雨天などで中止する場合は、当日の7時30分に防災行政無線で放送します。



町民課ごみ対策係 ☎985-4117
まちづくり課管理係 ☎985-4156

まさき文化祭 参加者募集

フリーマーケット出店者
▼日時 10月30日(日)10時～16時
▼場所 松前公園体育館西側広場
▼応募資格 町内在住で、個人またはグループによる出店(業者は不可)
▼参加費 無料
▼出店品 家庭の余剰品、リサイクル製品、手づくり品など(飲食物、動物は不可)
▼締め切り 9月26日(月)
▼申し込み方法 はがきに住所、氏名またはグループ名(グループの場合は代表者名も)、電話番号を記入して、お申し込みください。

獅子舞競演会
▼日時 10月29日(土)11時～
▼場所 役場前特設舞台
▼出場資格 各分館の獅子舞保存会ほか
▼締め切り 9月26日(月)
▼申し込み方法 はがきまたは電話で、住所、団体名、代表者名、電話番号をお知らせください。
▼共通申込先 〒791-3192 松前町大字筒井633番地 松前総合文化センター
☎985-4139

元気歯つらつコンクール参加者募集

県は、80歳で20本以上自分の歯を持つことを目標に、歯の健康づくり運動「8020(ハチマル・ニイマル)運動を実施しています。この運動の一つとして、「元気歯つらつコンクール」を開催します。
▼対象者(すべて満たす人)
 ①平成23年4月1日現在、満80歳以上の人
 ②しっかりとめる自分の歯が20本

以上ある人
 ③これまで同コンクールの受賞経験(入賞含む)がない人
 ④表彰式(11月予定)に参加できる人
▼応募方法 9月12日(月)までに、健康課保健センター係までご連絡ください。
問 健康課保健センター係
☎985-4118

都市計画マスタープランの説明会・公聴会

松山広域都市計画区域(松山市、伊予市、東温市、砥部町の一部及び松前町)において、将来の都市づくりの基本方針を示す「都市計画区域マスタープラン」を策定するにあたり、説明会と公聴会を開催します。
【説明会】 9月15日(木)19時～ 松前総合文化センター2階 ふれあい展示室
【公聴会】 10月12日(水)14時～ 中予地方局7階 大会議室
 ※公聴会は10月4日(火)までに公述の申し出がなければ中止します。
▼申し込み方法 公聴会で意見を述べようとする人(松前町在住者と利害関係者に限る)は10月4日までに郵便または持参で、下記の様式により公述申出書を提出してください。

公述申出書	
松山広域都市計画区域マスタープランの策定に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日 愛媛県知事 中村時広 様	
1. 公述申出人 住所 (年齢 歳)印 氏名(フリガナ) () 職業 (電話) 連絡先 ()	
2. 意見の要旨及びその理由 (別紙のとおり)	
※ 400字詰め原稿用紙1枚以内に意見の要旨(2～3行で)とその理由を区分して記載。 ※ 楷書で自筆。横書き。	

▼申込先(①②どちらか)
 ①〒791-3192 松前町大字筒井631 松前町役場まちづくり課 **☎985-4124**
 ②〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 県庁都市計画課 **☎912-2738**

交通安全啓発イベント

おたたさんで交通茶屋

警察犬「きな子」との記念撮影会(先着50人、カメラは持参してください)、交通安全グッズの配布、パトカー、白バイなどの試乗を予定しています。

◎日時 9月23日(金) 11時～

◎場所 エミフルMASAKI
グリーンコート

問 町民課コミュニティ係 ☎985-4228

緊急

シートベルトを着用しよう

県内の交通死亡事故が多発しています。8月2日現在、交通事故による死者は53人。警察の調査によれば、このうちシートベルトをしていれば助かったかもしれない人は6人。車に乗るときは、必ずシートベルトをしましょう。

問 町民課コミュニティ係 ☎985-4228

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて 2億5000万円

1等 1億5000万円 / 前後賞各5000万円

発売期間 9月26日(月)～10月14日(金)

抽せん日 10月21日(金)

収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

財団法人全国市町村振興協会

発売
9/26(月)
1枚
300円



宝くじ助成事業

宝くじ助成事業により、中川原地区にひまわり祭り用具一式が整備されました。



問 町民課コミュニティ係 ☎985-4228

シルバースポーツフェスティバルinまさき

▼日時 10月18日(火)9時～
▼場所 松前公園多目的広場・体育館
▼種目 クロケット、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、卓球、バウンドテニス、ペタンク、※申し込みは1人1種目に限りま
▼参加資格 町内に在住または在勤する昭和27年4月1日以前生ま
▼申し込み方法 申込書に必要事項を記入して、提出してください。
▼申込書配布場所・申込先 松前公園体育館、松前総合文化センター、東・西・北公民館
▼締め切り 9月16日(金)17時
問 社会教育課社会体育係
☎985-4138

9月10日は下水道の日

▼「下水道の日」の由来
 下水道を全国的に普及させるため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始められました。その後、平成13年に、より親しみのある名称にするため「下水道の日」に変更しました。この時期は、台風がよく来襲する時期で、浸水対策を役割の一つとして担う下水道を広くアピールするのに最適であることからこの日が選ばれました。
▼松前町の下水道
 平成14年度から始まり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。今後も、下水道の整備を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。
▼下水道の役割

①さわやかな生活
くみ取り便所が水洗便所になり、衛生的で快適な生活ができるようになります。
 ②街がきれいに
汚いドブや溝がなくなるので、悪臭や蚊などの害虫の発生を防ぎ、街を快適で清潔にします。
 ③川や湖がきれいに
汚れた水が川や湖などに直接流れ込むことがなくなり、美しい水を取り戻します。

◎ **下水道を利用する皆さんへ**
 公共下水道に排水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合などは使用休止の届け出をしてください。
問 上下水道課下水道業務係
☎985-4126

戦没者合同慰霊祭

日時 9月7日(水)
受け付け 9時～
式典 9時30分～
場所 松前総合文化センター
2階 ふれあい展示室

問 福祉課障がい福祉係
☎985-4155

平成23年9月議会

平成23年松前町議会第2回定例会(9月議会)の開催は、9月16日(金)を予定しています。本会議と委員会が傍聴できます。受付で住所・氏名・年齢を記入してください。

問 議会事務局 ☎985-4130

9月20日～26日は「動物愛護週間」

ペットと幸せに暮らすために

ペットは私たちを楽しませ、心を豊かにしてくれます。ペットがいる安らぎは、何ものにも代えがたいものです。でも、楽しんでいるのは人間だけ…なんてことになっていませんか？



飼い主のモラルの欠如

役場には犬の放し飼いやフンの後始末、猫への無責任なえさやりに対する苦情が寄せられています。こういった問題は、動物が加害者に見られがちですが、根本的な原因は、飼い主にあります。また、犬や猫の習性を理解しようとしないで飼い始め、簡単に飼育放棄するなど、動物の命を無視した行動が後を絶ちません。

ペットと人が共生し、地域の中でも愛されながら生活するために、飼い主は、最低限のルールを守る義務があります。

飼い主に守ってほしい5カ条

- ①動物の習性を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう
- ②人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう
- ③むやみに繁殖させないようにしましょう
- ④動物による感染症の知識を持ちましょう
- ⑤盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

外飼い

交通事故、排ガス、農業、他の動物など、外には危険がいっぱいです。ペットを放し飼いにしている飼い主は、ペットをこれらの危険にさらしていることを忘れてはいけません。ペットは家の中や囲いの中で飼って、外の危険から守るのも飼い主の責任です。

散歩

外出先では、予測できない事態が起きて、ペットが驚いて逃げたり、思いがけない行動でケガを負ったりすることがあります。散歩中に放すことは、ペットにも周りの人にも危険です。リードでつなぐなどして、目を離さないようにしましょう。

掃除

尿や食べ物の残りかす、抜け毛などは、悪臭やハエの発生などで近隣の迷惑になるだけでなく、寄生虫や病原微生物の温床となり、ペットが病気に感染したり、場合によっては人が感染したりすることさえあります。飼い主がこまめに掃除をしましょう。

健康

ペットはどこが痛いと言うことができず、むしろ、ぎりぎりまで具合が悪いことを隠そうとします。飼い主が毎日よく観察して、異常を見つけましょう。1番大切なのは、病気になってしまう前に予防すること。ワクチン接種や犬フィラリア予防薬、寄生虫の駆除・予防、定期的な検診などを忘れずに行いましょう。

繁殖

子孫を残すことは生き物の本能です。しかし、数を増やした結果、世話が行き届かなくなるようではペットを苦しめることになります。生まれた子の全てに健康と安全を保障できないなら、繁殖させるべきではありません。不妊・去勢手術をして繁殖にかかわるストレスをなくすことも、ペットの健康と安全を守る一つの方法です。不妊・去勢手術は、生殖器の病気や性ホルモンに関係する病気を予防する効果もあります。

問 町民課生活環境係

☎ 985-4117

動物愛護フェスティバル えひめ2011

毎年9月20日～26日は「動物愛護週間」です。期間中、愛媛県動物愛護センターは、動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めるため、「動物愛護フェスティバル2011」を開催します。

日時 9月23日(金) 11時～15時30分
場所 愛媛県動物愛護センター(松山市東川町乙 44-7)
催し物 犬のしつけ方教室(模範演技・体験教室)、動物相談コーナー(病気、しつけ、お手入れなど)、移動動物園ポニー乗馬体験、動物ふれあいコーナーなど

問 愛媛県動物愛護センター ☎ 977-9200

正しく分別できていますか プラスチック類

6月30日、家庭から排出されたプラスチックの品質検査が、再商品化事業者の(株)広島リサイクルセンターで行われました。

本町は最高品質の「Aランク」。分別収集ができている証です。しかし、容器包装以外のプラスチック製品、PETや紙などの混入も少しありました。

プラスチック類の分別の誤解

プラスチック製だから、全てがプラスチック類に分別できると思っていますか。プラスチック類の対象は、プラスチック製品のうち、マークのある容器や包装です。プラマークの付いた製品は、リサイクルするための費用などを事業者が負担しているため資源として再利用できますが、プラマークの付いていない製品は、リサイクル費用を事業者が負担していないため、資源として再利用できません。

プラスチック類の出し方

① プラマークのあるものを出す
リサイクルを円滑に行うため、必ずプラマークのあるものだけを出してください。

② 危険品や医療廃棄物を出さない

カミソリ、ライター、注射器などの危険品や医療廃棄物は、選別作業員の安全のため、絶対出さないでください。カミソリは紙か布に包んで、ライターはガスを抜いて埋立ごみへ出してください。

③ 汚れたものは出さない

汚れが取れないときや汚れの取れにくいものは可燃ごみで出してください。

④ 内袋は使用しない

収集したプラスチック類は、中間処理業者で選別作業を行っています。中身が見えにくいので、内袋は使用しないでください。

⑤ 所定の時間・場所に出す

収集日は、ごみ収集日程カレンダーをご覧ください。当日の午前7時までに所定の場所に、レジ袋または無色か白色半透明の袋に入れて出してください。

収集したプラスチック類のその後

中間処理業者で異物を取り除いたあと、圧縮梱包してリサイクル工場に運ばれ、ハンガー、車止めなどのプラスチック製品などの材料に利用されます。

問 町民課ごみ対策係

☎ 985-4117

野外焼却は禁止です

「ごみを燃やすにいいがする」「煙で窓が開けられない」「洗濯物が汚れた」など、ごみの野外焼却に関する苦情が町に多く寄せられています。

ごみの野外焼却(野焼き)は、ダイオキシン類や有害物質の発生につながり、近隣に迷惑をかけることとなりますのでやめましょう。

★絶対にダメなの？

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。やむを得ないものについては一部例外が認められています。例えば、
・災害時などの応急対策、火災予防訓練
・焼き畑、畔草や下枝の焼却(廃ビニールの焼却は禁止)
・キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却
・とんど焼きなどの行事におけるしめ縄などの焼却
があります。ただし、上記のものであっても、近所へ迷惑

がかかるなど、野焼きの通報を受けた場合には、職員が現場に伺い、直接指導を行うことがあります。できるだけ、ごみ収集や資源物の分別回収に出しましょう。

★罰則はあるの？

違反者は、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、さらに、法人の場合は3億円以下の罰金が課せられることがあります。

例外の場合でも、やむを得ず焼却する場合はご近所の理解を得て、煙がなるべく出ないように草木をよく乾かし少量ずつ焼却しましょう。風向きや洗濯物を干す時間帯を避けるなど配慮し、苦情が出た際は速やかに止めてください。

問 町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117